

日本ボーイスカウト兵庫連盟

阪神北地区規約集(案)

1. 阪神北地区協議会に関する規約	2
2. 阪神北地区役員選任規程	6
3. 阪神北地区会計規程	7
4. 阪神北地区トレーニングチーム規程	9
5. 阪神北地区常設委員会設置規程	11
6. 阪神北地区慶弔規程	13



日本ボーイスカウト兵庫連盟
阪神北地区

日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区 地区協議会に関する規約

第1章 総則

(地区の設置)

- 第1条 本規約は、日本ボーイスカウト兵庫連盟規約第51条第2項に基づき、阪神北地区の設置に関して定める。
- 2 本地区は伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・篠山市・猪名川町のボーイスカウト日本連盟に加盟するすべての団をもって構成する。

(目的)

- 第2条 地区を設置する目的は次の通りとする。
- (1) 各団の独立と主導性を妨げることなく、その地域のスカウト運動を保護し、隆盛ならしめること。
(2) 各団相互の間及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的協働を保つこと。
(3) 県連盟の方針及びプログラムを、地区内に効果的に実施せしめ、かつ地区の状況及び希望を県連盟に伝達・反映すること。

第2章 地区協議会

(地区協議会の開催)

- 第3条 地区は、地区協議会を開催する。

(地区協議会の協議等)

- 第4条 地区協議会は、地区協議会長の招集により、必要に応じ随時開催し、地区協議会会長が議長となり、地区委員長、地区コミッショナー、各委員長からの報告、伝達及び協議等を行う。

(地区協議会の構成)

- 第5条 地区協議会の構成は、次の通りとする。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 地区協議会長 | 1名 |
| (2) 地区副協議会長 | 若干名 |
| (3) 地区委員長 | 1名 |
| (4) 地区副委員長 | 若干名 |
| (5) 地区コミッショナー | 1名 |
| (6) 地区副コミッショナー | 若干名 |
| (7) 団担当コミッショナー | 若干名 |
| (8) 各種常設委員長及び特別委員会の委員長 | 設置委員会毎に1名 |
| (9) 会計 | 1名 |
| (10) 会計監査 | 2名 |
| (11) 事務長 | 1名 |
| (12) 事務次長 | 若干名 |
| (13) 各団委員長 | |
| (14) 各隊長 | |
| (15) 学識経験者会員(必要に応じて(13)(14)の団指導者数を超えない限度において、地区委員会が推薦した者。) | |

(総会)

- 第6条 県連盟定時総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。
- (1) 地区協議会長、地区副協議会長、地区委員長、地区副委員長、各常設委員長(県連盟常設委員会に対する地区代表)を選出する。

- (2) 県連盟総会において選出する役員の推薦をする地区の選考委員1名を選出する。
- (3) 報告承認及び審議決定(県連盟年次総会に準ずる。)
- 2 地区総会の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。
- 3 地区総会の運営は、県連盟規約に準ずる。

第3章 地区委員会

(設置と運営)

第7条 地区に地区委員会を設ける。

2 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い、運営する。

(構成)

第8条 地区委員会は、地区役員をもって構成する。

(召集)

第9条 地区委員会は、地区委員長が召集し、開催する。

(成立と議決)

第10条 地区委員会の定足数は、過半数(委任状を含む)とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第4章 常設委員会及び特別委員会

(常設委員会)

第11条 地区委員会は、その下部組織として、次の常設委員会を設ける。

- (1)総務委員会
- (2)指導者委員会
- (3)スカウト委員会
- (4)財務委員会
- (5)国際委員会
- (6)ユース委員会

(特別委員会)

第12条 地区委員会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第5章 地区の機関

(地区役員)

第13条 地区役員は次の通りとする。

- (1) 地区協議会長、地区副協議会長
- (2) 地区委員長、地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー、地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 各種常設委員会及び特別委員会の委員長
- (6) 会計
- (7) 事務長
- (8) 事務次長

(地区協議会長 地区副協議会長)

第14条 地区協議会長は、毎年地区総会において選出され、地区内のスカウト運動を代表する。

- 2 地区副協議会長は、必要に応じて、前項と同じ手続きをもっておくことができる。
- 3 地区副協議会長は、協議会長を補佐し、その事故あるとき又は欠員の時、これを代理する。

(地区委員長 地区副委員長)

第15条 地区委員長は、地区総会において選出され、県連盟定時総会の確認を経て、県連盟の地区選出理事となる。

2 地区委員長は、地区委員会の議長となり 同委員会を主宰するとともに、地区の代表として、地区の意向を県連盟理事会に反映せしめ、また理事会の方針及び決定事項を、地区に報告する責務を有する。

3 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。

4 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、その事故あるとき又は欠員の時、これを代理する。

(地区コミッショナー 地区副コミッショナー 団担当コミッショナー)

第16条 地区コミッショナー、地区副コミッショナー、団担当コミッショナーについては、日本連盟教育規定第4章第22条、第23条、第24条による。

(会計)

第17条 会計は、地区総会において選出し、地区の経理を担当し、資金 資産を管理する。

(会計監査)

第18条 地区の会計監査は、地区総会において選出し、地区会計の収支状況について監査する。

会計監査は他の役職を兼ねることができない。

(事務長 事務次長)

第19条 地区の事務長は、地区委員会において選出し、地区における事務処理を担当する。事務長は、必要に応じて、事務次長を若干名選任し、事務長の補佐に当てることができる。

(名誉会議員)

第20条 名誉会議員は、地区総会において7名以上を選出する。その内地区協議会長 地区委員長の役職にあったものから3名を選出する。

(役員等の任期)

第21条 地区総会選出の役員等の任期は、就任後の2回目の総会終了のときまでとする。県連盟における地区選出理事の任期は、次回の県連盟総会までとし、すべて再任を妨げない。

2 地区委員長及び常設委員会委員長の任期は連続して同一の職務に就任する場合は、3期6年を限度とする。

(役員等の補充及び増員)

第22条 地区総会選出の役員等に欠員を生じた場合の補充は、地区協議会において行う

2 補充又は増員による役員及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(就任の制限)

第23条 隊長及び副隊長は、止むを得ない場合のほか地区協議会長及び地区委員長に就任すべきでない。

(役員等の選任)

第24条 地区役員等の選任については、別途これを定める。

第6章 名誉役員

(名誉役員)

第25条 地区は、地区委員会の議決を経て、名誉役員をおくことができる。

第7章 常設委員会及び特別委員会の委員

(常設委員会委員長)

第26条 常設委員会委員長は、地区総会において加盟員から選出し、常設委員会を主宰するとともに、当該県連盟常設委員会の地区代表委員となる。

(特別委員会委員長)

第27条 地区に特別委員会を設けた場合、その委員長は地区委員長及び地区コミッショナーが合議の上、地区委員会の議を経て地区委員会が委嘱する。

(常設委員会及び特別委員会の委員)

第28条 地区の常設委員会及び特別委員会の委員は、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱する。その委員は必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも18歳以上でなければならない。

第8章 名誉会議

(名誉会議の責務)

第29条 名誉会議は、地区委員会の委任により、表彰・感謝等の名誉に関する事項を審議決定する。

(名誉会議の構成)

第30条 名誉会議は、地区コミッショナー、名誉会議議員をもって構成する。

2 名誉会議議員は、地区委員会で選出し地区年次総会の承認を経て、地区協議会長がこれを委嘱する。

3 事務長は、幹事役として出席し、決議の数に加わらない。

4 地区副コミッショナーは、必要に応じて出席し、発言することができる。ただし、決議の数に加わらない。

(名誉会議の招集及び議決)

第31条 名誉会議は、必要の都度、地区コミッショナーが招集し議長となる。

2 名誉会議の定足数は、名誉会議議員の過半数とし、その議決は多数決による。

3 名誉会議の議決事項は、地区委員会に報告しなければならない。

第9章 技能章指導員

(技能章指導員)

第32条 技能章指導員については、日本連盟教育規定第4章第26条による。

第10章 地区トレーニングチーム

(地区トレーニングチーム)

第33条 地区が開設する各種指導者養成機関の運営および訓練指導を担当するため、地区コミッショナーの統括のもとに地区トレーニングチームを設ける。

第11章 地区の経理

(資金の充足及び管理)

第34条 地区の会計年度は、県連盟に準じる。

2 地区の資金及び経理は、地区委員会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。

3 地区は、その運営に必要な経費を得るために、分担金等を加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法は、地区総会の議を経て決定し、県連盟に届け出るものとする。

第12章 雑則

(規約の改廃)

第35条 この規約の改廃は、地区総会の議決による。また、この規約及びその附属規程等を定めた場合及び改廃したときは、県連盟に届け出るものとする。

(電子通信等)

第36条 地区は書面をもって、通知すべき事項につき、公平を欠かさない判断できる場合、書面に代えて電

子通信による通知をすることができる。

2 議事録その他の保存すべき書類につき、電子情報機器などを利用して書類に替えることができる。

(施行細則への委任)

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て、規程または細則で定める。

付 則

1.この規約は、平成 22年 4月 日から施行する。

阪神北地区役員選任規程

第1条 地区規約第24条の規定に基づき、地区役員（以下役員と称する）選任に関する規程をこれに定める。

第2条 地区役員の選考について、役員選考委員会（以下、「選考委員会」という）を設置する。

第3条 選考委員会は、各団代表者1名の委員（但し、現職の正副地区協議会長・正副地区委員長は選考委員になれない）で構成し、を任期満了年度の12月に発足する。

第4条 選考委員会は、幹事として地区コミッショナー・地区事務長を加えて、役員選考委員長1名・副委員長2名を選び、役員選考の業務を行う。ただし、幹事は決議に加わらない。

第5条 選考委員長は、事務を統括し副委員長はこれを補佐する。幹事は事務の円滑な運営に協力する。

第6条 役員選考の業務手順は、次の通りとする。

- 1) 役員推薦届書は、該当年12月までに各団へ配布する。
- 2) 役員推薦届書は、所定の期日までに事務長に封書で提出する。
- 3) 各団は、最低2名以上の候補者を非加盟員も含めて推薦する。
- 4) 選考委員会は、役員選考委員長が1月に招集し、ただちに役員候補者名簿を作成し選考業務にはいる。
- 5) 選考委員会は、次期協議会長及び副協議会長候補者を選考する。
- 6) 選考委員会は、次期地区委員長及び地区副委員長候補者を選考し、その予定候補者と共に各種委員会委員長・事務長・地区会計・会計監査を選考する。
- 7) 選考委員会は、名誉会議議員を選考し推薦する。
- 8) 役員選考の人選にあたっては、各団地区役員推薦届書を参考にすると共に、県連盟役員との兼務をできる限りさけることに留意する。
- 9) 役員就任の内諾は、正副委員長、幹事がこれにあたる。
- 10) 選考委員長は、地区総会の前地区委員会に役員名簿を提示する。
- 11) 選考委員長は、地区総会に選考結果を報告し承認を求める。
- 12) 役員選考業務運営上必要な事項は、地区委員会で定める。

第7条 役員選考委員長の任期は、12月に始まり2年間とする。

第8条 この規程の改廃は、地区委員会の議決による。

付則

1. この規程は、平成22年4月 日より施行する。

阪神北地区会計規程

(目的)

第1条 地区は、会計に関する事項をこの規程によって定める。

(業務)

第2条 地区財産の管理及び経理に関連する事項は、財務委員長が担当し、会計の処理は地区会計が担当する。

(予算)

第3条 財務委員長は、毎年1月末日までに次年度の概算書を作成するため、各種委員長に予算申請書及び事業計画書の提出をもとめる。

2 財務委員長は、財務委員会を開催し予算概算書を作成する。その概算書を地区委員会で審議の上、次年度予算を決定し、地区総会の承認をえる。

(補正予算)

第4条 運営状況の変化等により、一般会計予算を増額する必要がある場合は、地区委員会の議を経て20%以内の補正をすることが出来る。ただし、これ以上の補正を必要とする場合は、地区協議会の議を経なければならない。

(支払)

第5条 各委員会の経費について、事業開催時は精算書にその都度記入し、領収書を添付し地区委員会時もしくは地区会計係に送付し精算する。事業以外の会議費、その他の経費等についてはその都度もしくは年度末に一括精算とする。

2 原則として経費は立替払いとするが、事業予算が多額もしくは必要時は地区委員長の承認を得、財務委員長に仮払い請求をする。

3 各委員会以外の地区役員等も上記に準じた手続きを行う。

(報告義務)

第6条 予算執行者は、該当予算執行後は速やかに所定の用紙により、精算書を作成し領収書等証票添付の上、会計に提出するとともに、次回の地区委員会に報告する。

2 地区会計は、半期毎の収支仮計算書を地区委員会に報告する。

3 財務委員長は、年度終了後速やかに収支計算書を会計に提出させ、審議の上年度決算書を作成し、監査終了後地区委員会の議を経て、地区総会に報告しその承認を得る。

(責任分担)

第7条 財政運営に伴う各担当者の責任分担を、次の通りとする。

(1) 地区委員長

予算、補正予算。決算の総括責任及び監査を受け、地区総会に報告する。

(2) 財務委員長

予算申請書の受理、予算概算書及び決算書の作成、地区委員会に報告、財産及び資金の管理をする。

(3) 地区会計

予算内仮払いと精算、一般経費の出納業務、半期・年度収支、決算報告、帳簿・証票整理・資料及び小口現金の管理。

一時会計(預り金等の精算のために行う出納業務)の管理。

(4) 会計監査

財務運用に関する監査。地区総会において年度収支決算にかかる監査結果の報告

を行う。

(5) 予算執行者

担当業務の予算案の作成、執行、精算報告。

(諸費)

第8条 地区は、地区規約第34条に基づき、地区分担金、参加費等について次の通り定める。

・地区分担金 登録一人当たり 800円

(1) 地区分担金は、各団の加盟登録人員によるものとし、金額は総会で決める。

(2) 参加費等は、その都度地区委員会で決める。参加費等の出納責任者は、当該事業の執行者とする。予納金を徴収した場合は、地区会計に納入する。

(3) 年度当初の日連・県連の登録料等は、地区分担金と併せて地区会計に納入する。追加登録の際は、各団より直接県連へ支払う。

2 財務委員長は、諸費の納入状況を確認し、地区委員会に報告する。

(資産管理)

第9条 財産は、資産台帳を持って管理する。又、使用に耐えがたい資産で、購入価格5万円以上のものは、地区委員会で処分を決める。

(保存期間)

第10条 地区は、財産に関する帳簿の備え付けと、その保存期間を次の通り定める。

- | | |
|----------|------|
| 1. 金銭出納帳 | 保存5年 |
| 2. 銀行預金簿 | 保存5年 |
| 3. 領収書等 | 保存3年 |
| 4. 資産台帳 | 永久 |
| 5. 決算報告書 | 永久 |

(基金)

第11条 地区は、年度末に余剰金が見込まれる場合、その一部を特別事業の経費として地区積立とすることができる。その金額、および用途については、地区委員会の議を経て行う。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、地区委員会の議決による。

付 則

1. この規程は、平成22年4月 日より実施する。

阪神北地区トレーニングチーム規程

(趣 旨)

第1条 阪神北地区の指導者養成を総合的に推進するため、阪神北地区トレーニングチーム（以下、**HTT**と称する）をおく。

(業 務)

第2条 **HTT**の業務は次のとおりとする。

- (1) 阪神北地区が主催又は、主管する各種訓練機関における訓練指導を担当する。
- (2) 阪神北地区が主催又は、主管する各種訓練に関する研究、資料の作成等の作業を分担する。
- (3) その他、指導者訓練に使用する教材・教具に関する事項。

(資 格)

第3条 **HTT**メンバーは、指導者養成に相応しい品性と、経験を有する加盟員であって、第2条の業務を実施するに足る能力を有し、次の各号に該当する者の中から選出される。

- (1) 満22歳以上であって、ウッドバッジ研修所修了後、満2ケ年以上隊指導者として奉仕した者。
- (2) 当該年度の阪神北地区主催訓練機関に奉仕可能な者。
- (3) その他、地区コミッショナーがこれと同等以上の資質と経験があると認めた者。

(推 薦)

第4条 毎年2月から3月末までに、各級地区コミッショナーの合議により、地区内の資格を有する者の中から、**HTT**の候補者を指名推薦するものとする。

(選 考)

第5条 推薦された**HTT**の候補者の中から、地区コミッショナー、地区指導者委員長、地区委員長をもって構成する選考委員会が**HTT**メンバーを選考する。

(委 嘱)

第6条 選考委員会の選考した**HTT**メンバーは、地区委員会の承認を経て、地区協議会長が委嘱する。

任期は、委嘱された年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。

(研究協議会)

第7条 **HTT**メンバー及び各種コミッショナーをもって研究協議会を構成する。

(役 員)

第8条 研究協議会の役員は、次のとおりとする。

(1) ディレクター 1名

研究協議会を主催し、**HTT**の分担業務を指示する。

HTTメンバーより、地区コミッショナー及び地区指導者委員長の協議に基づき、地区委員会の承認を経て、地区協議会長が委嘱する。任期は、**HTT**メンバーと同一とする。但し、**HTT**を退任、辞退したときは、ディレクターとしての資格を喪失し、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 副ディレクター 若干名

ディレクターを補佐し、その業務を分掌し、事故あるとき、または欠員のときは、これを代行する。HTTメンバーよりディレクター、地区コミッショナー、地区指導者委員長の協議に基づき、地区委員会の承認を経て、地区協議会長が委嘱する。

任期は、ディレクターに準ずる。

(作業班)

第 9 条 研究協議会に、ディレクターの指示する業務を分担する作業班を設けることができる。

(作業班の構成)

第 10 条 作業班は、HTT の若干名をもって構成する。

(事 務)

第 11 条 HTT 及び研究協議会に関する事務は、地区事務長が処理する。

(改 正)

第 12 条 この規程の改廃は、地区委員会の議決による。

付 則

1 . この規程は、平成 2 2 年 4 月 日より施行する。

阪神北地区常設委員会設置規程

第1条 この規程は地区規約第4章に規定する常設委員会ならびに特別委員会の設置に関して運営に必要な事項を定めるものとする。

(常設委員会)

第2条 地区規約第11条に規定する常設委員会は地区事業の実施機関として地区委員会の統括のもとに設置する。常設委員会の任務は次のとおりである。

(1) 総務委員会

- スカウト運動の一般広報と宣伝に関すること
- 団の加盟登録審査に関すること
- 傷害保険・賠償責任保険・日本連盟傷害共済制度に関すること
- 他団体との連絡及び協調に関すること
- 組織及びその拡充に関連すること
- 地区ホームページに関すること
- 情報提供に関すること

(2) 指導者委員会

- 年間指導者訓練計画に関すること
- 講習会およびWB研修所の開設
- 指導者養成機関外で行う指導者の指導能力向上の施策に関すること
- その他指導者養成に関すること
- アダルト・リソースに関すること
- 地区行事等における衛生並びに安全に関すること
- その他健康及び安全に関すること

(3) スカウト委員会

- スカウトの進歩及び進級に関すること
- 考査及び面接の基準の維持とその推進に関すること
- 菊章及び富士章の申請及び授与に関すること
- 技能章指導員の推薦と考査実施の援助と促進に関すること
- その他進歩及び進級に関すること
- 対外奉仕活動に関すること

(4) 財務委員会

- 年間財政計画、長期財政計画及びその推進に関すること
- 資金調達とその維持及び利殖に関すること
- 予算並びに決算に関すること
- その他財政に関すること

(5) 国際委員会

- 国際交流事業・国際理解活動に関すること
- 各団の国際交流事業への支援に関すること
- スカウトの海外派遣に関すること

(6) ユース委員会

- 地区代表ユース委員の選出に関すること
- ユース年代のプログラム開発と情報の提供に関すること

地区内コース活動の情報収集と提供並びに活動推進に関すること

地区事業への協力に関すること

- 2 常設委員会には、必要に応じて委員の互選により、副委員長を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長の事故または欠員のときこれを代理する。

(特別委員会)

第3条 地区委員長より委任された特定部門の任務を行うため、必要に応じて特別委員会を設置する。

その任務及び期間は、設置の都度地区委員長が指示する。

- 2 特別委員会は、地区委員会で承認を得た委員により構成する。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任し、委員長の事故または欠員のときこれを代理する。

(議決の効力)

第4条 委員会の議決は、特に、その決定の権限を地区委員長より委任された場合を除き、すべて地区委員会の議を経て、その効力を生ずる。

(召集)

第5条 常設委員会および特別委員会は、随時これを開催するものとして、その都度、委員長が召集しその議長となる。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て規程または細則で定める。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、地区委員会の議決による。

付 則

- 1 . この規程は、平成22年4月 日より施行する。

阪神北地区慶弔規程

(総則)

第1条 本規程は、日本ボーイスカウト兵庫連盟阪神北地区(以下「地区」という。)の慶弔に関する事項について規定する。

(適用)

第2条 本規程の適用については、各団からの申請または地区委員会若しくは地区協議会の発議に基づき、地区委員会で協議の上、適用する。ただし、緊急やむを得ず支出を要する場合は、地区協議会長と地区委員長の協議によって決定し、次回の地区委員会で承認を得るものとする。

(慶事)

第3条 慶事については、次の事項により地区の意を伝える。

- (1)地区内新団設立に伴う発団式の際には、祝金 10,000 円を贈る
- (2)地区内加盟団の新隊発隊式の際には、祝電を発信する。
- (3)地区内加盟団の周年行事の際には、祝電を発信する。
- (4)他地区周年行事の際には、祝金 5,000 円を贈る。

(弔事)

第4条 地区役員の死亡の際には、香典 5,000 円及び生花または花輪 1 基を奉呈する。

(規格外事項)

第5条 前各条のほか、特に考慮する必要がある慶弔事については、地区協議会長と地区委員長の協議により支出し、次回の地区委員会で承認を得るものとする。

(その他)

第6条 金品の贈・奉呈及び電報の発信名義は、地区協議会長と地区委員長の連名とする。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、地区協議会の承認を要する。

付則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 日より施行する。

